

「通院給付金」請求手続きのご案内

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

このたびは被保険者様ご療養の由承り、つつしんでお見舞い申し上げます。

通院給付金のご請求手続きにつきご案内申し上げますので、別紙「個人情報のお取扱いについて」の内容にご同意いただき、ご請求くださいますようお願い申し上げます。

ご請求にあたってのお願い

- ・ご請求いただいた内容については、ご契約の生命保険約款（ご契約のしおり・約款）に基づいてお支払いいたします。
- ・書類に不備がありますと、給付金のお支払に時間がかかることとなりますので、ご確認の上ご提出ください。
- ・給付金をお支払する際、未払込保険料を差し引かせていただく場合がありますので、ご了承ください。

ご請求に必要な書類

印のもの...必ずご提出ください。
印のもの.....説明内容に該当する場合にご提出ください

通院証明書や住民票などの取付費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。以下以外にも当社が必要と認めた書類をご提出いただく場合があります。

必要書類	添付当社所定書式 取付いただく書類 発行後当社到着まで3ヶ月以内のもの	内容
	給付金請求書 通院証明書 簡易取扱ができる場合があります。	「 通院証明書 」の簡易取扱 詳細条件は以下「簡易取扱手続」にてご確認ください。
	被保険者との続柄を確認する資料 続柄記載のある住民票 続柄記載のある健康保険証（写）	家族型等で主契約の被保険者以外の方が通院した場合 請求者が未成年で親権者または後見人が署名捺印する場合
通院のみの場合	事故状況報告書	不慮の事故の場合 添付書式を提出ください。
	交通事故証明書	交通事故の場合 各都道府県の自動車安全センター発行の証明書を提出ください。

通院証明書の簡易取扱手続

下記取扱条件に該当する場合に「通院証明書」の簡易取扱をいたします。

取扱条件に該当する場合は、診断書は不要です。以下の必要書類をご提出ください。

必要書類名	取扱条件
給付金請求書 通院状況報告書（自己申告書） 通院期間がわかる治療費領収書コピー	退院後の請求であり、合計の請求金額は10万円以下である。

請求者について

給付金の請求者は主契約の被保険者となります。

ただし、請求者が被保険者とならない場合がありますので、以下にてご確認の上ご請求ください。

内容		請求者（給付金の受取人）
未成年の場合	被保険者または給付金受取人が未成年者の場合 未成年者の氏名を請求者欄へご記入のうえ、 親権者または後見人の署名・捺印が必要です。	被保険者
家族型の場合	家族型で傷病者が主たる被保険者と異なる場合 被保険者欄： 傷病を負われた方の氏名 をご記入 ください。 請求者欄： 証券記載の被保険者様 が自署・ご捺印 ください。	被保険者
請求者が 被保険者とならない場合	法人契約 主契約が養老保険の場合 ...死亡保険金 / 満期保険金共に受取人が法人	契約者（法人）
	主契約が上記以外の保険種類の場合 ...死亡保険金受取人が法人	契約者（法人）
	こども保険 / こども医療特約	契約者
	被保険者が死亡されている場合	法定相続人代表者 法定相続人全員の中から代表者を選定 いただきます。

通院給付金の支払事由

被保険者が入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の原因となった傷病の治療を目的とした通院について、以下の範囲で通院給付金をお支払いいたします。

特約の種類	給付金をお支払する場合
こども医療特約以外	通院期間：入院給付金の支払対象となる退院日の翌日から120日以内の期間の通院 支払限度日数：1回の入院につき30日分
こども医療特約	通院期間：不慮の事故の日から180日以内の期間の通院 支払限度日数：1回の入院につき90日分